

「居宅介護支援事業所アリス福山北」

重要事項説明書

1 居宅介護支援の目的

事業者(居宅介護支援事業者)は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用出来るよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他便宜を提供します。

2 事業所のサービスの方針等

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれる環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、市町、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者、地域包括支援センターなどとの連携に努めるものとします。
- (3) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることを説明し、理解を得るものとします。

3 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者その他との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供
- (4) 要介護認定等の申請代行
- (5) サービス実施状況把握、評価

4 居宅サービス計画の作成

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の作成開始にあたり、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又はその家族に提供します。また、その際には利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、及び当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者及びその家族へ訪問して面接を行い、利用者に対する居宅介護支援を行ううえで解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込みます。
- (3) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス事業者を招集して行う会議をいう。)を開催して、居宅サービス計画の原案の内容について、居宅サービス事業者から専門的な意見を求めます。
- (4) 介護支援専門員は、前項の原案に盛り込まれた居宅サービス等について、介護保険の対象となるかどうかを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明を行います。
- (5) 事業者は、介護支援専門員に前項に定める事項を履行させた後、文書により利用者の最終的な同意を得ます。また、利用者から同意を得た居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者に交付します。
- (6) サービス事業者から利用者の心身または生活の状況に係る情報(服薬状況・口腔機能など)のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医などに提供します。
- (7) 利用者宅を月1回訪問し、実施状況の把握を行い、モニタリングの結果を記録します。

5 市町への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は、介護支援専門員にご相談ください。

6 利用料その他の費用

居宅介護支援費(Ⅰ)

	居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費Ⅱ	居宅介護支援費Ⅲ
取扱い件数(担当者)	45件未満	45件以上60件未満	60件以上
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

居宅介護支援費(Ⅱ)

	居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費Ⅱ	居宅介護支援費Ⅲ
取扱い件数(担当者)	50件未満	50件以上60件未満	60件以上
要介護1・2	10,860円	5,270円	3,160円
要介護3・4・5	14,110円	6,830円	4,100円

※居宅介護支援費(Ⅱ):国民健康保険中央会が運用・管理を行う「ケアプランデータ連携システム」の利用および事務職員の配置を行っている場合

○加算

- ① 新規に居宅サービス計画を作成した場合もしくは要介護状態区分が2段階以上変更となった場合 3,000円
- ② 特定事業所医療介護連携加算 1,250円
- ③ 入院時情報連携加算(Ⅰ)2,500円

(Ⅱ)2,000円

④ 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回		9,000円

- ⑤ 緊急時居宅カンファレンス加算 2,000円(ひと月に2回まで)
⑥ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円
⑦ 通院時情報連携加算 500円(ひとつき1回まで)
⑧ 特定事業所加算 (Ⅰ)5,190円 (Ⅱ)4,210円 (Ⅲ)3,230円
特定事業所加算A 1,140円

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦、実費負担にて全額料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、利用者の住所地を管轄する市町の窓口へ提出しますと、差額の支払いを受けることができます。

(3) 介護支援専門員が通常の事業の実施地域を越え、訪問等を行う場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点から、その交通費(実費。自動車を使用した場合は、路程1キロメートルにつき50円)の支払いが必要となります。

7 事業者の概要

事業者名称	株式会社 アリスジャパン
代表者名	代表取締役 伊藤 健二
本社所在地・電話	広島県福山市王子町二丁目11番6号 TEL 084-923-0721
事業内容	訪問介護・訪問入浴・在宅給食サービス・居宅介護支援・ 通所介護・福祉用具の販売・レンタル・大人用紙オムツの販売等

8 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 アリス福山北
所在地	広島県福山市駅家町近田102-5 TEL 084-977-0034
事業者指定番号	3471503502
管理者・連絡先	管理者 植村 美香 連絡先⇒同上所在地と同じ
通常の事業の実施地域	福山市、府中市、井原市

9 事業所の従業者体制等

職 種	職務内容	人 員		
管理者	従業者及び業務の管理	1名		
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	3名（常勤 3名、非常勤0名）		
勤務時間	介護支援専門員	常勤	8:30～17:30	
		非常勤	8:30～12:30	13:30～17:30

10 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

（注）年末年始（12/31～1/3）

土曜日、日曜日は休業日といたします。

【24時間連絡体制について】

事業所は、転送電話により24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保します。

11 テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング

（1）利用者の同意を得る。

（2）サービス担当者会議等で以下①～③について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている。

①利用者の状態が安定している。

②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートを含む）

③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により収集する。

2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）以上、利用者宅を訪問する。

12 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、

次の措置を講ずるものとします。

（1）虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

（2）虐待の防止の為の指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を定期的実施するための担当者を置く。

--	--

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のための必要な措置

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を概ね年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

15 業務継続計画(BCP)の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じての業務継続計画の変更を行うものとする。

16 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る視点から、以下について利用者に説明を行います。

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ②前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

17 秘密保持

- (1) 事業者は、利用者(又はその家族)から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者(当該家族)の情報を用いることはありません。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

18 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、容体の変化、事故等があった場合は、事前に打ち合わせを行った方法により、主治医、救急隊、親族、居宅サービス事業者、市町等へ連絡をいたします。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りでは有りません。

- * 免責事項 *
- ・ 地震、噴火などの天災の事由による損害
 - ・ 利用者の急激な身体状況の変化に起因する事故による損害
 - ・ 契約書、重要事項説明書の説明にも基づかない損害

19 苦情対応窓口

処理の体制

- ・ 苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡をとり、訪問調査する等して詳しい事情を聞き状況及び事実確認を行います。
- ・ 担当者が必要と判断した場合は、居宅サービス事業者も含め、検討会議を行います。
- ・ 検討の結果、具体的な対応を行います。
- ・ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所の窓口	電話番号	084-977-0034
	FAX番号	084-977-0393
	担当者	植村 美香 (管理者)
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分

広島県国民健康保険団体連合会

電話番号 082-554-0783 (対応時間 平日8:30～17:30)

福山市介護保険課

電話番号 084-928-1166 (対応時間 平日8:30～17:15)

府中市健康福祉部長寿支援課

電話番号 0847-40-0222 (対応時間 平日8:30～17:15)

井原市役所介護保険課

20 ご利用にあたってのお願い

(1) 実習受入事業所

当事業所は、介護支援専門員実務研修実習の受け入れ事業所です。対象期間において実習者と同行訪問を行う場合があります。利用者と家族の尊厳が損なわれないよう配慮いたします。ご協力をお願いいたします。

(2) 医療と介護の連携

入院する必要性が生じた場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先等を入院先医療機関へ提供していただくようお願いいたします。

年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 株式会社 アリスジャパン
住 所 広島県福山市王子町二丁目11番6号
代表者 代表取締役 伊藤 健二 印

居宅介護支援事業所アリス福山北

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との関係 _____

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。